

## 休学手続きに関する重要なお知らせ（平成 27 年度からの学則変更）

学則（休学の場合の授業料等）

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1)～(4) 省略

(5) 休学期間中の在籍料を納付しなかった者

第 46 条 休学期間中は、当該学期の在籍料 5 万円を納入するものとし、入学金を除く当該学期分の授業料、教育充実費を免除する。

（なお、条番号は平成 26 年度現在の条番号で、変更になることがあります。）

この変更にともない、平成 27 年度より休学する場合に在籍料が必要となります。また、下記の学内施設等については、休学中であっても利用が可能です。

- ・ 図書館での図書貸出し
- ・ トレーニングルームの利用
- ・ 健康管理センターの利用
- ・ 学生相談室の利用

平成 26 年 10 月 1 日